

# よなごの国保

## 8月1日からご使用いただく「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を送付します（国民健康保険・後期高齢者医療）

法改正により、昨年12月1日をもって保険証の新規発行は終了し、12月2日から「マイナ保険証」(※1)を基本とする仕組みに移行しました。既に発行済みの保険証については、記載の有効期限（令和7年7月31日）までとなり、有効期限が終了する前に、「マイナ保険証」を保有している方には「資格情報のお知らせ」(※2)、「マイナ保険証」を保有していない方には、「資格確認書」(※3)が申請いただくことなく送付され、引き続き、医療を受けることができます。なお、後期高齢者医療については、令和8年7月までの暫定的な運用として、「マイナ保険証」の有無にかかわらず「資格確認書」を送付します。

### ※1 「マイナ保険証」

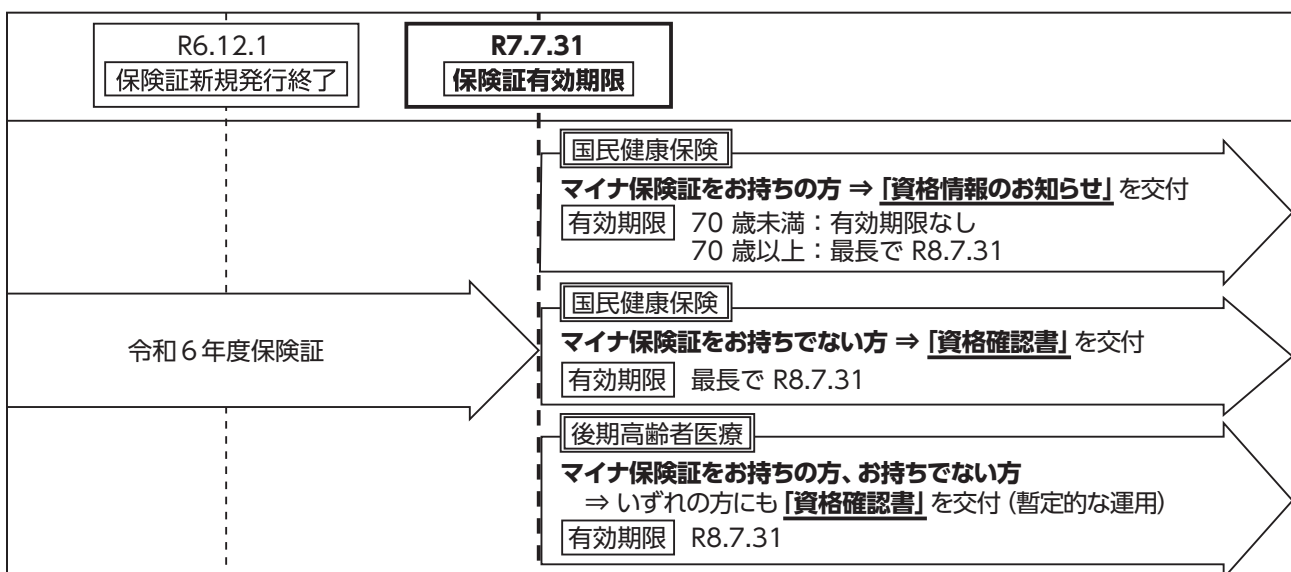
- ・保険証利用登録が完了したマイナンバーカードのことです。保険証として利用登録していないマイナンバーカードは保険証として使えませんのでご注意ください。また、マイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には5年の有効期限があります。更新忘れにご注意ください。

### ※2 「資格情報のお知らせ」

- ・マイナ保険証を利用できる方に対して交付します。
- ・ご自身の資格情報（記号番号、負担割合等）を簡易に確認できます。
- ・マイナ保険証の読み取りができない場合にマイナンバーカードとともに医療機関に提示していただくことで、今までどおり保険診療を受けられます。なお、マイナポータルの健康保険証資格情報画面やダウンロードしたPDFファイルでも代用可能です。

### ※3 「資格確認書」

- ・マイナ保険証を利用できない方に対して交付します。
- ・医療機関に提示することで、今までどおり保険診療を受けられます。



令和7年7月1日

# 資格確認書等の更新について

## ①資格確認書（国民健康保険）の更新について

マイナ保険証をお持ちでない等の理由により資格確認書をお使いの方については、令和7年7月31日をもってお手持ちの資格確認書の有効期限が切れます。新しい資格確認書を7月上旬に特定記録郵便でお送りします。個人ごとに世帯主の方あてにお送りさせていただきます。届きましたら記載内容をご確認ください。

### ○有効期限について

今回お送りする資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。なお、次の方は、有効期限が異なったものとなります。

- ◎後期高齢者医療制度に変わる方（令和8年7月31日までに75歳になる方）
- ◎高齢受給者に該当する方（令和8年7月1日までに70歳になる方）
- ◎学生の届出をされた方で令和8年7月31日までに卒業予定となる方 など

### ○注意事項

※新しい資格確認書は、8月1日から使用してください。

※8月1日になりましたら、有効期限が令和7年7月31日となっている古い保険証または資格確認書は、個人情報等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

## ②資格情報のお知らせ（国民健康保険）の更新について

7月中旬以降、以下に該当する方へ新しい資格情報のお知らせを普通郵便でお送りします。届きましたら記載内容をご確認ください。

【70歳未満でマイナ保険証をご利用の方】

昨年12月2日以降に資格情報のお知らせを交付していない方。

【70歳以上でマイナ保険証をご利用の方】

昨年12月2日以降に資格情報のお知らせを交付していない方、または令和7年7月31日をもってお手持ちの資格情報のお知らせの有効期限が切れる方。

### ○有効期限について

今回お送りする資格情報のお知らせの有効期限は以下のとおりです。

【70歳未満の方】…有効期限なし。

【70歳以上の方】…最長令和8年7月31日です。それまでに75歳になる方は、その誕生日の前日です。

### ○注意事項

70歳未満の方は有効期限がなく、年度更新がありませんので大切に保管してください。

## ③資格確認書（後期高齢者医療）の更新について

後期高齢者医療制度の被保険者の方については、令和7年7月31日をもってお手持ちの保険証、または資格確認書の有効期限が切れますので、新しい資格確認書を7月中旬以降に特定記録郵便でお送りします。届きましたら記載内容をご確認ください。なお、新しい資格確認書は、8月1日から使用してください。

### ○有効期限について

今回お送りする資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です。

### ○注意事項

8月になりましたら、有効期限が令和7年7月31日となっている古い保険証または資格確認書は、個人情報等がわからないように裁断するなどして確実に処分してください。

## 令和7年度国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、4月1日を賦課期日として計算し、4月から翌年3月までの1

年度分を納付していただきます。納付書や口座振替により納付する方法（普通徴収）と、年金から天引きする方法（特別徴収）がありますので、納入通知書が届きましたら納付方法をご確認ください。

### ○保険料を納付書・口座振替で納付の方（普通徴収）

納付書でお支払いの方へは、7月中旬に納付書を8期分まとめてお送りしますので、お近くの金融機関、コンビニエンスストア、収納推進課、淀江支所地域生活課の窓口で納めてください。

口座振替をご利用の方は、納期限の日に指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、振替口座をご確認ください。

また、スマホ決済やインターネットを通じてクレジットカードによる納付（後期高齢者医療保険料を除く）もできます。【クレジット納付では、納付額のほかにクレジット納付サイトのシステム利用料が必要です。】

### 令和7年度国民健康保険・後期高齢者医療保険料の納期限

|    |            |    |             |    |           |
|----|------------|----|-------------|----|-----------|
| 1期 | 7月 31 日（木） | 4期 | 10月 31 日（金） | 7期 | 2月 2 日（月） |
| 2期 | 9月 1 日（月）  | 5期 | 12月 1 日（月）  | 8期 | 3月 2 日（月） |
| 3期 | 9月 30 日（火） | 6期 | 12月 25 日（木） |    |           |

※納期内での納付が困難な方は、収納推進課（23-5124）へご相談ください。

※国民健康保険料は市役所の窓口で、ペイジー口座振替受付サービスをご利用できます。必要なものは、対象金融機関（山陰合同銀行、鳥取銀行、米子信用金庫、島根銀行、中国労働金庫、中国銀行、ゆうちょ銀行、鳥取西部農業協同組合）のキャッシュカード（手続きができるのは口座名義人の方のみ）及び本人確認書類です。

### ○保険料を年金から天引きの方（特別徴収）

納付月は、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月となります。

※特別徴収されていた方でも、本年度中に75歳を迎えられる場合、あるいは要件を満たさなくなった場合は、**特別徴収が中止となります。**

※保険料の滞納がない方で、特別徴収を中止して、口座振替による納付への変更をご希望の方は、ご希望の金融機関での口座振替の手続き後、保険年金課または淀江支所地域生活課で7月31日までに手続きされますと、10月に支給される年金から特別徴収が中止となります。

## 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」（高額な診療を受けるとき、窓口での負担が自己負担限度額までになる認定証）の更新について

### ○国民健康保険加入の方

現在交付している認定証は、令和7年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、7月1日（火）以降に保険年金課または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします（自動更新ではありません）。また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申請してください。

| 対象となる方 | 年 齢              | 住民税課税区分 | 交付する認定証                               |
|--------|------------------|---------|---------------------------------------|
|        | 70 歳未満           | 課 税 世 帯 | 限度額適用認定証                              |
|        |                  | 非課税世帯   | 限度額適用・標準負担額減額認定証                      |
|        | 70 歳以上<br>75 歳未満 | 課 税 世 帯 | 所得区分が現役並み所得者Ⅰ及び現役並み所得者Ⅱの方は限度額適用認定証（注） |
|        |                  | 非課税世帯   | 限度額適用・標準負担額減額認定証                      |

（※注） 所得区分が現役並み所得者Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満  
所得区分が現役並み所得者Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満  
所得区分が上記以外の方は、医療機関に資格確認書等を提示することにより自己負担限度額までの支払いとなることから、限度額適用認定証は必要ありません。

※認定証の申請には保険料の未納がないことが要件となります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和7年8月から令和8年7月の期間は、令和7年度の住民税課税状況で判定します。

## ○後期高齢者医療制度加入の方

現在、認定証を交付している方（令和7年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方）については、8月以降の限度区分が記載された資格確認書を7月中旬以降送付します。

また、新たに限度区分が記載された資格確認書が必要な方は、令和7年度の資格確認書がお手元に届き次第、その資格確認書を保険年金課または淀江支所地域生活課へご持参いただき、申請してください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は限度区分が判定できないため、資格確認書に限度区分は記載されません。

※限度区分の記載が必要な方と必要でない方は、世帯の所得に応じて変わります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定について、令和7年8月から令和8年7月の期間は、令和7年度の住民税課税状況で判定します。

### <マイナ保険証を使うメリット>

入院・手術などで医療費が高額になる場合に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる医療機関でマイナ保険証を使えば、限度額適用認定証等がなくても、高額療養費の限度額を超える支払いが不要となります。

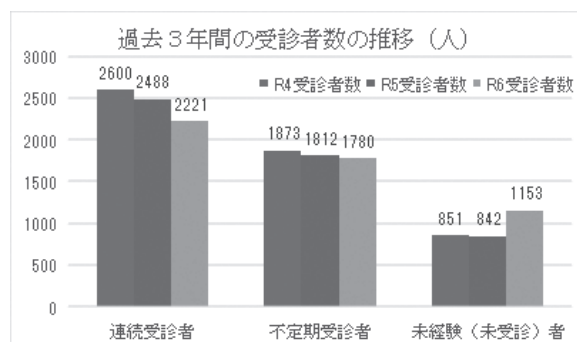
## 健康推進室から

### 【特定健診受診者について】

過去3年間の受診者について分析してみました。「3年連続受診者」は減少しましたが、今まで特定健診を受診したことがない「未経験者」は約300人増えました。

健診を受けることでより多くの方に健康状態を確認していただきたいです。

特定健診後のフォローには特定保健指導を実施しています。



「令和6年度 米子市国保特定健診受診率向上事業報告書」より

## 健康がい～な講演会について

参加無料、予約不要です。たくさんの方のご参加をお待ちしております。

実施日時 令和7年8月29日(金) 午後1時30分～3時（受付：午後1時～）

実施場所 米子市立図書館 2階 多目的研修室

講師 山陰労災病院 循環器内科顧問  
高血圧専門医 大田原 顕 先生

テーマ 「生活環境と高血圧：薬と塩と高齢化」



昨年度の様子

米子市保険年金課 TEL(0859)23-5122(保険証、後期高齢者医療等) 23-5121(高額療養費等)  
23-5407(人間ドック、健康診査、保健指導等)

米子市収納推進課 23-5124(納付相談等) 23-5161(口座振替等)